

個人破産・免責申立てに当たって用意していただく添付資料等

申立てに当たっては以下の添付書類等が必要となりますので、該当する書類を整えて提出してください。

- * 申立後に住所や本籍などを変更した場合には、住民票、戸籍謄本などを添えて、必ず報告書を提出してください。
- * 書類等の作成にあたっては、必ず事件番号を記載してください。提出書類は、A4判の用紙で作成し、書類等の写しを提出する場合は、A4判のサイズにコピーしてください（左側に2センチ程の余白を空けてください。）。
- * いずれの資料についてもマイナンバーの記載のないものを提出してください。特に、住民票や源泉徴収票にはマイナンバーの記載がないことを再度確認してください。

すべての申立てに必要なもの	
1	住民票（同居者全員・本籍地・続柄などの省略がないもの）…3か月以内のもの
2	通帳（表紙・裏表紙・定期預金等）の写し（残高がない場合を含む。） ・申立て直近2年分の提出（最終記帳日を記入，最終記帳日は1か月以内） ・合計記帳（おまとめ）の取引履歴の取寄せ ・事情説明が必要と思われる通帳記載事項（例，多額の入出金等）のメモ・報告書 ※「預金通帳についてのご協力のお願ひ」をご参照ください。
3	ライフラインの支払方法
4	委任状
該当する場合に必要なもの	
該 当 事 由	用 意 す る 書 類
5	現在の勤務先での勤務年数が5年以上の場合 ・仮に辞めたら退職金が幾ら出るかの見込計算書 ・退職金がないことの証明書など退職金がないことがわかる書類
6	積立金（財形貯蓄・社内預金など）がある場合・最近払戻しをした場合 ・積立金の残高証明など積立額のわかる書類 ・使途報告書
7	保険（生命保険・損害保険等）を掛けている場合 ・過去2年間に解約した場合 ・保険証書（写）（同居者全員分） ・解約返戻金計算書 ・解約返戻金の使途に関する報告書
8	株式・ゴルフ会員権などの有価証券を所有している場合 ・株式保有明細書・会員権証書など（写） ・処分価格を証明する書類
9	自動車所有している場合 ・自動車登録証（写），車検証（写）（同居者全員分） ・見積書（登録後6年以内のもので残ローンがない場合）
10	不動産を所有している場合 ・登記簿謄本（3か月以内のもの）・別除権者残高証明書 ・固定資産評価証明書・査定書（2社分）・競売事件の評価書及び売却基準価額が記載された期間入札等の通知書（写）
11	過去に不動産を相続したことがある場合 ・登記簿謄本
12	過去2年間に不動産を処分したことがある場合（競売で売却された場合も含む。） ・どのような不動産をいつ幾らでどのように処分し，代金はどうしたのかの報告書（登記簿謄本・契約書・抵当権者の領収書・競売の配当表等を添えて）
13	最近1年以内に退職している場合（勤務年数5年以上） ・退職金支払額計算書（写） ・受領についての書類（写） ・使途報告書
14	給与を得ている場合 ・給与明細最近2か月分（写） ・源泉徴収票（写） ・課税証明書（所得控除額欄のあるもの）
15	申立人が最近2年以内に会社代表者または自営業者だったことがある場合 ・会社の登記簿謄本（3か月以内のもの） ・事業所の賃貸借契約書（写） ・税金申告書の控え（過去2期分，税務署の受付印のあるもの） ・従業員がいる場合は，従業員の状況，給与，退職金の支払状況 ・会社所有の不動産，自動車がある場合は，不動産登記簿謄本，自動車登録証など ・陳述書（下記の(1)～(4)について説明した書類） (1) 事務所の事業内容，過去及び現在の営業状況，営業継続の有無 (2) 会社整理の状況・在庫・資産の処分状況についての報告書 (3) 事業所の資産（事業設備，什器備品，店舗保証金等）・在庫一覧表（時価評価額も記載） (4) 売掛金・貸金の明細（一覧表） ・取立て回収の可能性
16	生活保護・失業保険・児童手当等の公的な扶助や年金等を受給している場合 ・受給証明書など受給していること及び受給額のわかる書類
17	無職の場合 ・非課税証明書（所得控除額欄のあるもの）
18	借家に住んでいる場合 ・賃貸借契約書（写）・住宅使用許可証（写）・駐車場（写）
19	申立人以外の方が所有する不動産に住んでいる場合 ・その人が所有する土地・建物の登記簿謄本
20	離婚している場合 ・財産分与・慰謝料・養育費などの支払を約束した書面（写）